

東ト協助成事業

令和5年度「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度） 取得費用助成実施要綱

令和5年6月1日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という）は、「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」の認証を取得した東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という）に対して、下記のとおり助成事業を実施する。

1. 事業の趣旨

運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む自動車運送事業者が取得出来る、働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）に対し、認証機関である一般財団法人日本海事協会（以下「認証機関」という。）を通して会員事業者が一つ星新規または一つ星継続認証登録を行った場合、その費用の一部を助成し、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

2. 実施期間

令和5年6月1日～令和6年2月29日

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象事業者

以下のすべてに該当する会員事業者

- (1) 東京都内に本社を有している
- (2) 東京都内に事業用貨物自動車を有する本社または東京都内に事業用貨物自動車を有する営業所がある
- (3) 令和5年4月1日～令和6年2月29日に一つ星新規または一つ星継続の登録証書の交付を受けている
- (4) 当該（今回申請するもの）申請にかかわる助成を受けていない

4. 助成交付額

(1) 一つ星新規

東京都内の、事業用貨物自動車を有する本社または1事業所・・・50,000円

東京都内の、上記以外の事業用貨物自動車を有する事業所（上限10箇所）・・・1箇所につき5,000円

(2) 一つ星継続

東京都内の、事業用貨物自動車を有する本社または1事業所・・・40,000円

東京都内の、上記以外の事業用貨物自動車を有する事業所（上限10箇所）・・・1箇所につき5,000円

全ト協の取次事業として実施している「働きやすい職場認証制度認証取得費助成事業」との併用を可能とするが、全ト協と東ト協の助成額の合計が会員事業者の負担額（税抜き）を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

5. 助成金の交付申請手続き

会員事業者は、次に掲げる各号の東ト協指定の様式および書類の提出をもって東ト協へ請求し、東ト協は精査確認のうえ、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

- (1) 「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）取得費用助成金交付申請書（様式 1）
- (2) 運転者職場環境良好度認証制度審査申込書（様式 A）（写）
- (3) 認証機関発行の審査料の領収書（写）（銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可）
- (4) 認証機関発行の登録料の領収書（写）（銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可）
- (5) 認証機関発行の「登録証書」（写）

※複数事業所分の助成金の請求を行う場合は、全ての事業所分

- (6) 申請事業所の事業用貨物自動車の保有の有無がわかる書類（直近の「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等申請書」の表紙及び各営業所に配置する事業用の種別ごとの数が記載されているページ（写））

6. 助成金の取り消しと返還

会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。なお、添付書類の改ざん等、その内容が悪質と判断された場合、東ト協の助成事業のすべてに係る申請は、原則として当分の間、受付及び交付決定を行わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 前条に基づく提出書類が提出されない場合または提出書類に不備がある場合
- (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反した場合

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

7. 雑則

東ト協は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

以 上

【助成の対象となる認証段階比較表】

	東ト協「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）取得費用助成	全ト協取次「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業
一つ星新規	○	○
一つ星継続	○	○
二つ星新規	×	○
二つ星継続	×	○